

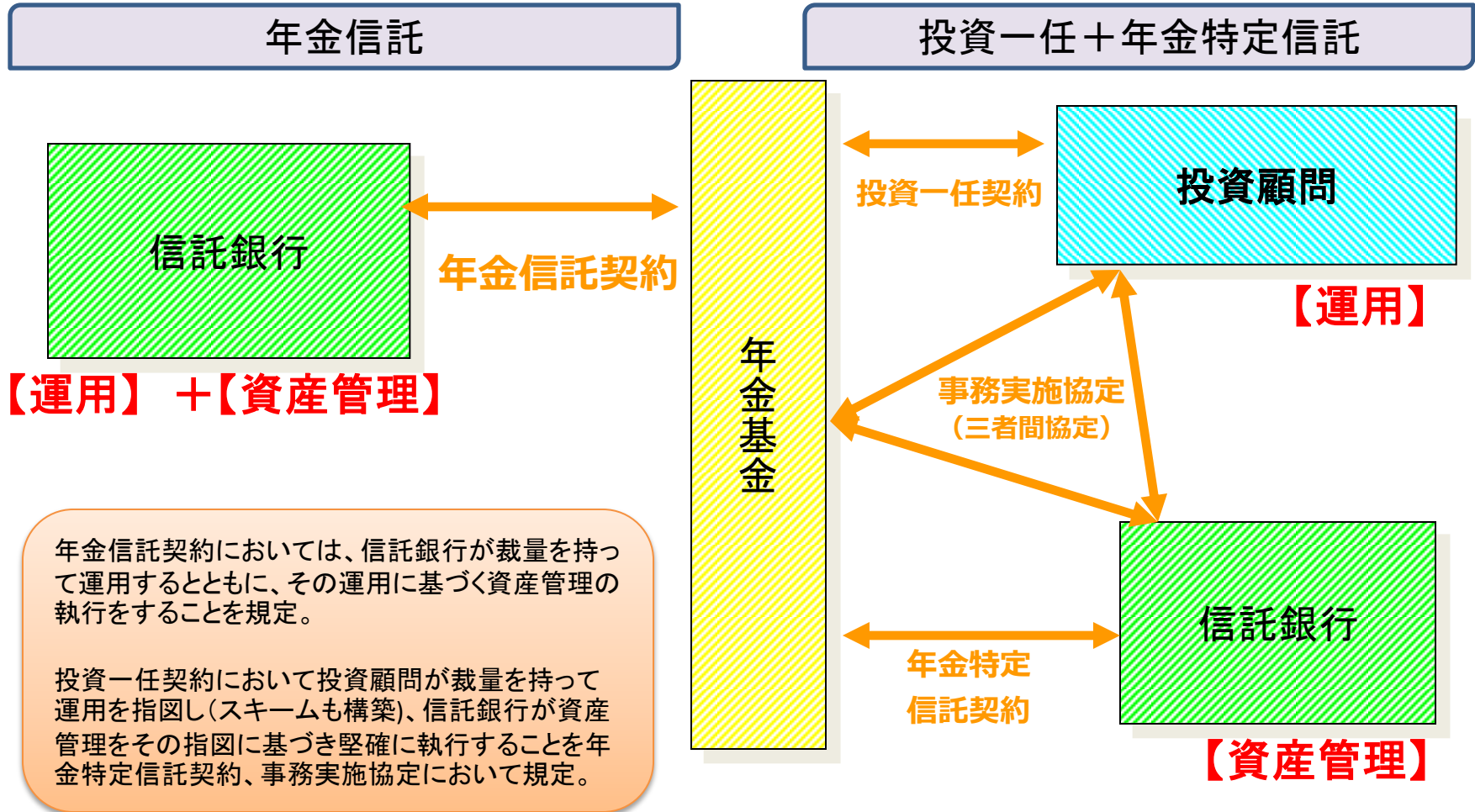
# AIJ問題に関する信託協会の 検討状況について

一般社団法人 信託協会  
(三井住友トラスト・ホールディングス)

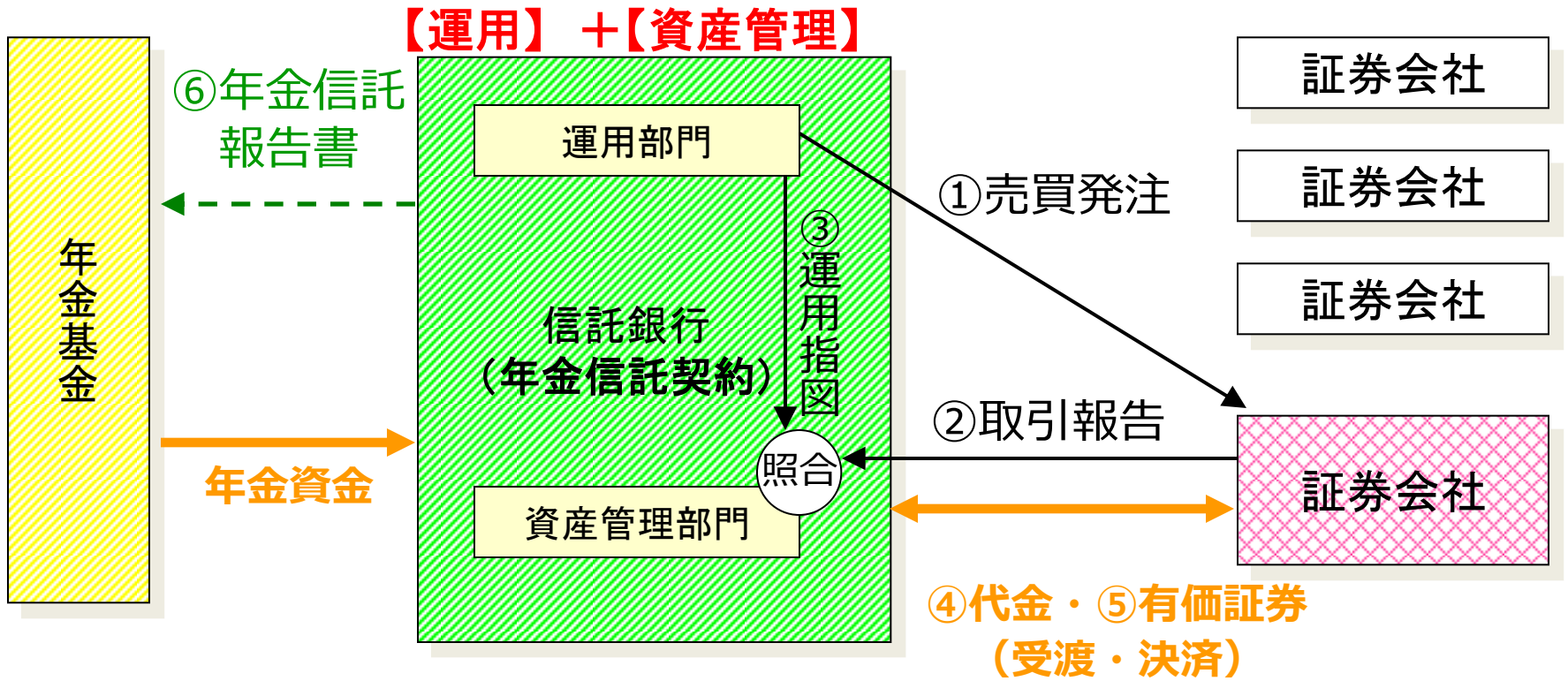
平成24年4月24日(火)

# 信託銀行の年金業務の現状

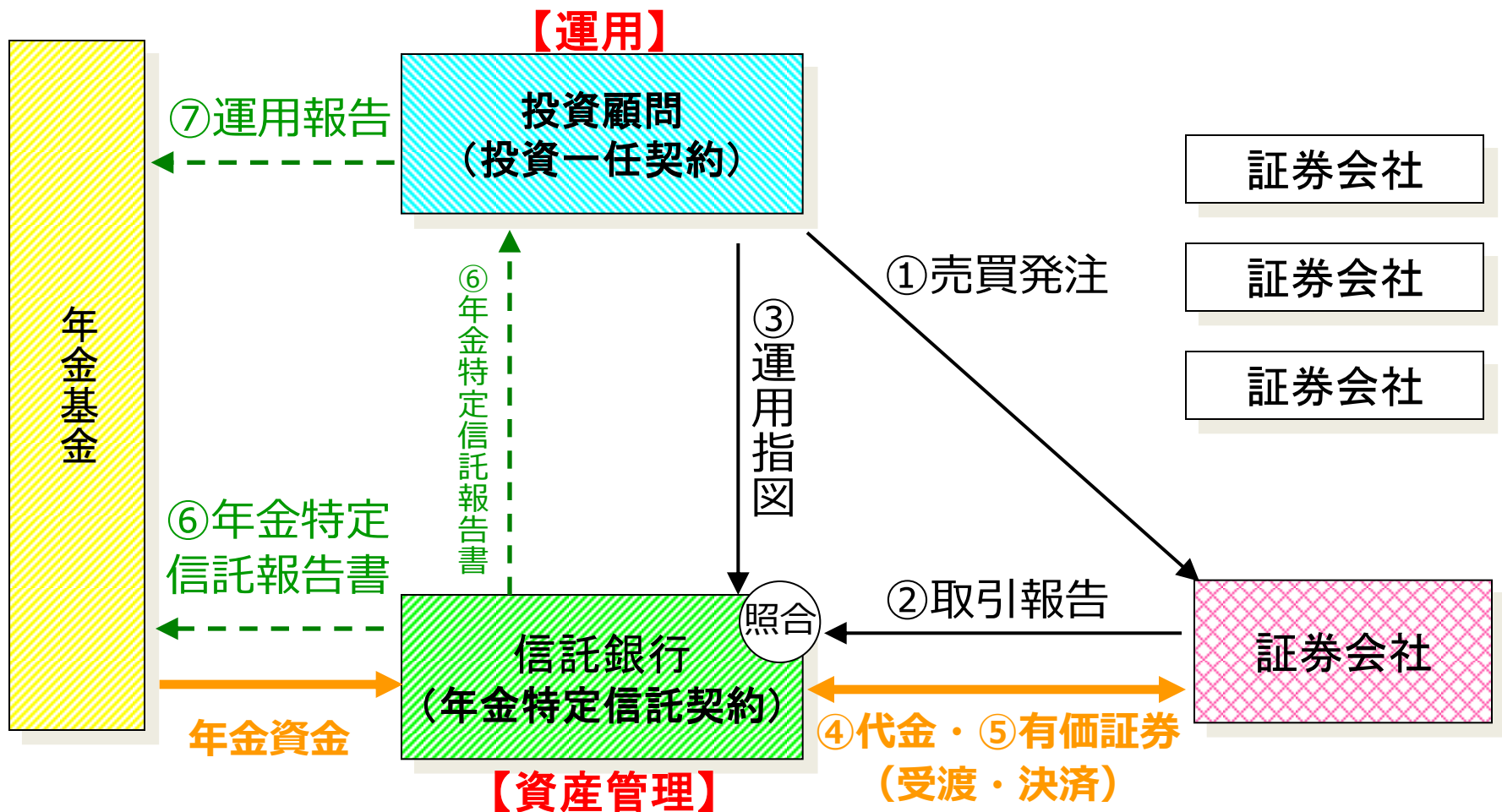
# 年金信託・投資一任十年金特定の契約関係



# 年金信託のスキーム



# 年金特定信託のスキーム





# 信託銀行における対応アイデア案

本件は対応の枠組みに関するアイデア案をまとめたものであり、今後、具体的施策を検討するにあたり、関係法令、事務負荷等の観点から、対応の実施が不可能となるケースや対応までに相応の時間を要するケースが十分に想定されることをご留意ください。

# (1) 運用受託機関を選任時の確認(年金特定信託)

- 年金基金が自ら運用者を見極め、運用スキームを評価する必要がある。
- 年金基金・運用者とも態勢の整備状況にばらつきがある中で、運用者から年金基金に対する適切な説明の確保の観点から、どのような実効的な再発防止策が考えられるか。

## 信託における対応のアイデア(案)

- ◆ 年金特定信託受託者は、運用者・運用スキームに関して年金基金が事前に確認すべき点は何かを説明する。
- ◆ 公表時価のない資産を組み入れる場合、基金が運用者から運用スキーム等に関する説明を受けていることを、年金特定信託の受託者である信託が年金基金から確認する(適合性確認の観点)。

厚年法第130条の2第3項

信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、前二項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。

## アイデア(案)実現のための前提・課題等

### 【前提】

- 年金基金が運用者選任時に確認すべき内容を、厚生労働省ガイドライン(厚労省GL)に具体的に規定(例示)する。

(例) 組入れ資産の購入スキーム

スキーム関係者、運用者と関係者の資本関係有無  
ファンド監査の有無

### 【課題】

- 運用者に対する説明義務の強化も同時に手当が必要と考えられる。
- 年金基金が適切な説明を受けていない場合、受託を拒否する可能性が生じるが、厚生年金保険法130条の2の「正当事由」に該当すると明確化できないか。



## (2)-1 分散投資義務(年金信託)

- 運用基本方針・運用ガイドラインが適切な意思決定プロセスを経るよう、年金基金の態勢の確認・強化が必要。
- 年金信託受託者として、年金基金が分散投資義務を果たしていないおそれがあると認知した場合に、どのような対応ができるか。

### 信託における対応のアイデア(案)

◆分散投資義務を確保する観点から、以下の枠組みを導入する。

- ① 運用ガイドライン受領時の運用基本方針との整合性チェック
- ② 分散投資義務違反のおそれ(疑念)を認知した場合における、年金基金への通知
- ③ 通知後においても疑念が払拭できない場合には、年金基金に再考を促すべく協議を実施
- ④ それでも疑念が払拭できない場合には、厚生労働省へ報告・相談を実施

### アイデア(案)実現のための前提・課題等

#### 【前提】

- 分散投資の基準を明確化する方法として、基金毎に、運用基本方針の中に、分散投資の基準を設けることを、厚労省GLに規定する。
- 厚生労働省は、年金基金が運用者に対し、運用基本方針を提示するとともに、総資産額を通知するよう義務付ける。
- (左記④とのセット)運用者から厚生労働省へ報告・相談を行う仕組みと、当該報告相談を受けて年金基金に対して指導をする仕組みが必要。

#### 【その他】

- 運用者共通の観点であり、投資顧問・生保にも同様のルール整備を検討することが考えられる。

## (2)-2 分散投資義務(年金特定信託)

- 年金特定信託受託者として、「分散投資義務」について年金信託と同様の対応ができないか。

### 信託における対応のアイデア(案)

- ◆ 年金特定信託受託者たる信託銀行として、知り得た情報の範囲で、分散投資義務違反のおそれ(疑念)を認知した場合には、年金基金に通知をする。

### アイデア(案)実現のための前提・課題等

#### 【課題】

- 通知を起点に、年金基金から投資一任業者に対して、照会・協議が行われる等が期待できるが、何ら動きが無い場合、年金特定信託受託者として、その後どうすべきかの検討が必要。
- (年金信託でも同様に課題だが)最終的に受託者の地位を辞任する手段を講じる可能性がでてくるが、厚生年金保険法130条の2の受託を拒否する「正当理由」に該当すると明確化できないか。

### (3) 信託財産管理態勢の高度化

- 年金特定信託受託者の信託財産管理態勢を高度化させ、不正を企てる者への抑止効果を高めることができないか。

(AIJのスキームでは、アイティーエム証券の保護預りとするようAIJからの指図があったため、外国籍私募投信の名義人がアイティーエム証券となっており、ファンド受託銀行代理人(香港)に対して直接照会等を行うことが出来なかった。)

#### 信託における対応のアイデア(案)

- ◆ 外国籍私募投信に投資する場合、原則として、
  - ① 年金特定信託受託者を外国籍私募投信の名義人(受益者)にする。
  - ② 信託銀行が現地アドミニストレーター(\*)から直接時価を入手できるようにする。  
\* P6(AIJ投資顧問全体スキーム)では、「ファンド受託銀行(代理人)」が該当。
- ◆ 何らかの理由で①②が実現しない場合、年金基金へリスク説明を実施する。
- ◆ 年金特定信託受託者から年金基金への報告書に、時価等に係る留意文言(時価の入手方法等)を記載する 等

#### アイデア(案)実現のための前提・課題等

##### 【前提】

- 左記①②を、基金、運用者、受託者その他関係者が共通認識すべき基本原則として厚労省GLその他で明確化する。

(注:「保護預り」という商品の問題では無く、不正・偽造の抑止効果を高めるために、年金特定信託受託者が直接名義人(受益者)になることが有効。)

## (4) 監査済みファンド決算報告書の活用

- 運用者が外国籍私募投信に運用する場合には、監査済みファンド決算報告書を有効に活用することで、効果的な不正の抑止を図ることができないか。

### 信託における対応のアイデア(案)

- ◆ 一定のリスクがあると考えられる外国籍私募投信について、年金特定信託受託者が、監査済みファンド決算報告書を入手して、基準価額のチェックを行うことができる態勢を整備することで、不正に対する強い抑止効果が期待できる。

(AIJ問題を踏まえると、監査済みファンド決算報告書を、年金特定信託受託者が入手できる態勢(=前記(3)①の徹底)によって、強い抑止効果が期待できる。)

### アイデア(案)実現のための前提・課題等

#### 【前提・課題】

- 年金特定信託受託者が、監査済みファンド決算報告書を入手でき<sup>(\*)</sup>、当該報告書に基準価額が掲載されていることが必要。<sup>(\*\*)</sup>

\* 年金特定信託受託者が直接受益者になることが有効。

\*\* ファンド監査の実施要否や監査対象については、投資信託側の判断であり、年金特定信託受託者がコントロールするのは困難。

- 外国籍私募投信に投資する年金特定信託契約のうち、現地アドミニストレーターから直接時価を入手できないファンド等<sup>(\*)</sup> リスクの程度に応じてチェック対象を選定。

\* 監査法人はアドミが算出した基準価額を監査しているため、アドミ以外の者が算出した基準価格を採用するファンドがチェック候補。

# その他、検討が有用と思われる事項

## 検討が有用と思われる事項

### ◆厚労省GLで、基金が外部の助言の活用することを推奨

- 年金基金の態勢に応じて、コンサルティング会社等、外部の助言を得ることは、判断プロセスの補完・明確化等の効果が期待できるので、有用と考えられる。

例えば、「運用基本方針」策定(分散投資の観点含む)や、投資状況が運用基本方針に合致しているかについて、助言を得ること等が考えられる。

また、ALM診断など信託銀行が提供するコンサルティングも効果があると考えられる。

### ◆運用基本方針・運用ガイドラインの策定、及び、運用受託機関の選任等が、適切な意思決定プロセスを経て策定されるよう年金基金の体制の確認・強化

### ◆理事に対する運用に関する知識習得基準の明確化、研修の充実

### ◆監事に対する監査基準等に関する知識習得基準の明確化、研修の充実